

「議第 5 2 8 号」の付議に関する添付資料

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
(建築基準法第51条に関する件：名西郡石井町)

- 許可申請の法的根拠 P 1 ～ P 3
- 配置図 P 4
- 平面図 P 5
- 産業廃棄物処理施設の概要 P 6
- 他法令との関連 P 7
- 周辺住民等の個別訪問範囲 P 8
- 搬入経路図 P 9
- 新設・既設破碎機のカタログ及び仕様書 P 1 0 ～ 1 3
- その他（既設施設の写真） P 1 4

廃棄物処理施設の設置に関する建築基準法等による規制について

【建築基準法 第51条】（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

【建築基準法 第87条第2項】（用途の変更に対するこの法律の準用）

建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合には、第48条第1項から第14項まで、第51条、第60条の2第3項及び第68条の3第7項の規定並びに第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第60条の2の2第4項、第60条の3第3項、第68条の2第1項及び第5項並びに第68条の9第1項の規定に基づく条例の規定を準用する。

【建築基準法施行令第130条の2の2】（位置の制限を受ける処理施設）

1 法第51条 本文（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
 - イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号 から第13号の2 までに掲げる産業廃棄物の処理施設
 - ロ （略）

【廃棄物処理法施行令第2条】（産業廃棄物処理施設）

1 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。
（一、三～十三 （略））

- 二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

【廃棄物処理法施行令第5条】（一般廃棄物処理施設）

1 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

【廃棄物処理法施行令第7条】（産業廃棄物処理施設）

1 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。
（一～八、九～十四 （略））

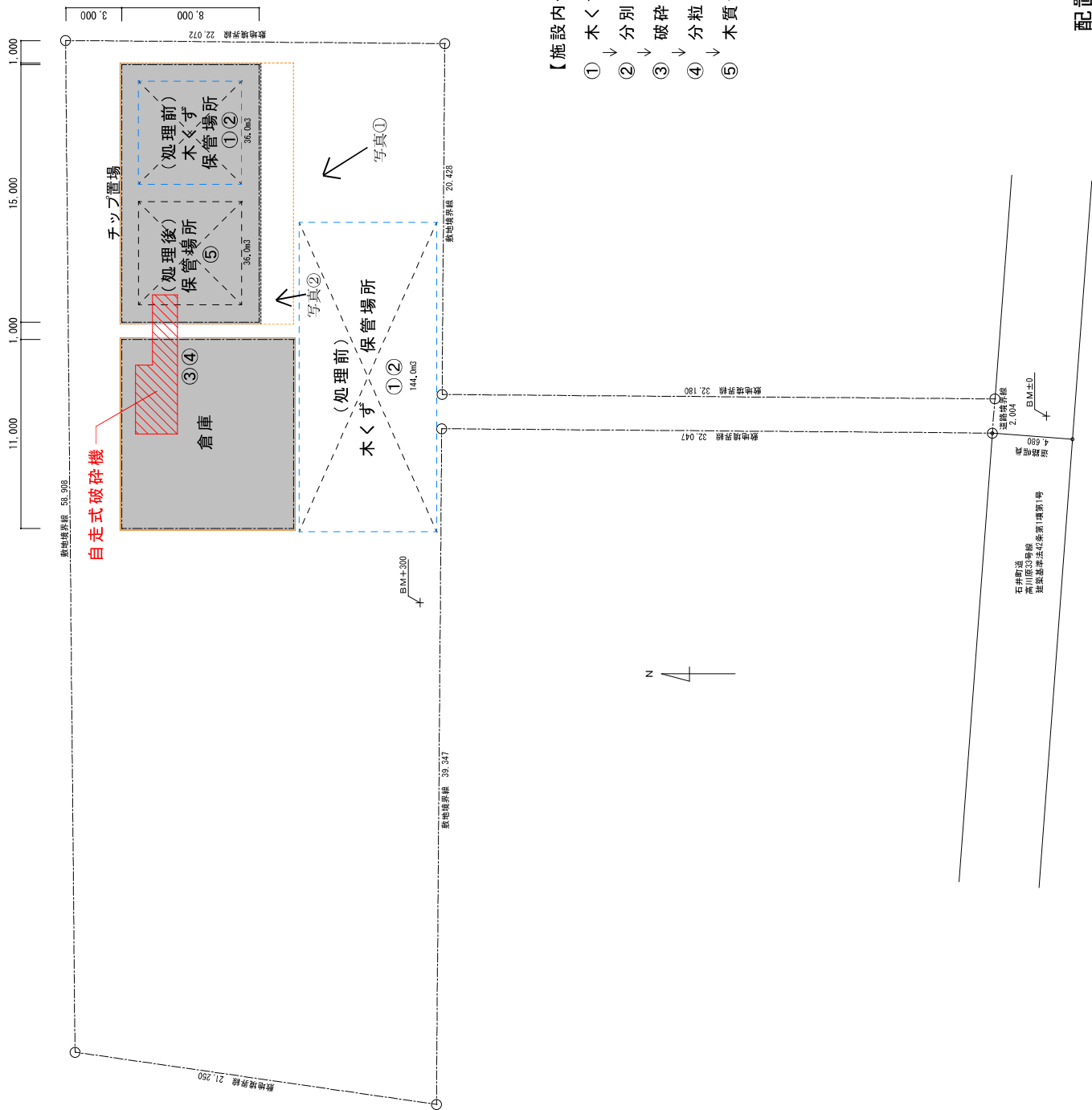
八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）又ははがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

建築基準法施行令第130条の2の2第2号イに規定する産業廃棄物処理施設
(廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設)

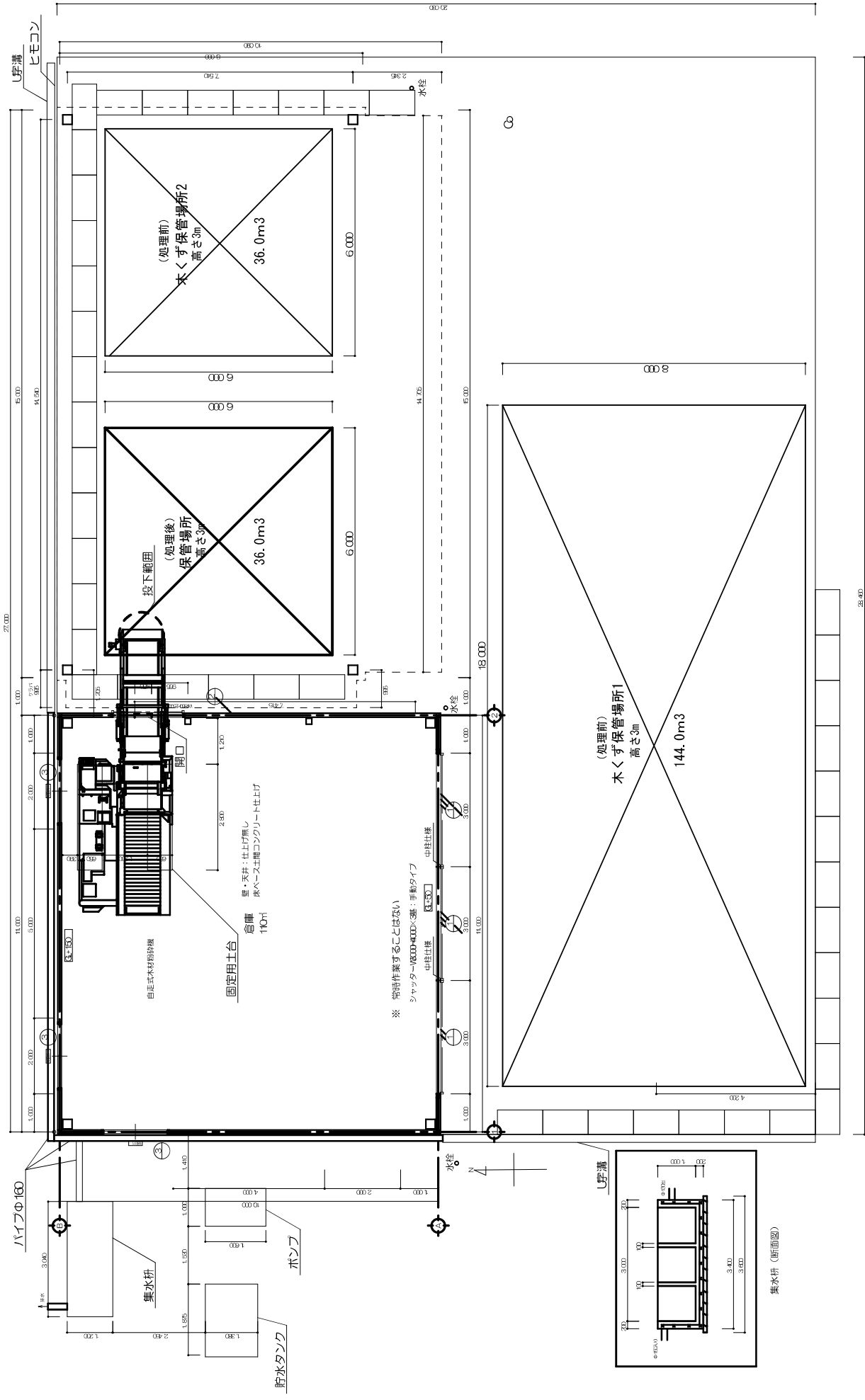
	産業廃棄物処理施設の種類	処理規模 (工業・工専地域以外)	処理規模 (工業・工専地域)
1	汚泥の脱水施設	10m ³ ／日を超えるもの	30m ³ ／日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	10m ³ ／日を超えるもの	20m ³ ／日を超えるもの
		天日乾燥 100m ³ ／日を超えるもの	120m ³ ／日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	5m ³ ／日を超えるもの 又は 200kg／h以上のもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	10m ³ ／日を超えるもの
4	廃油の油水分離施設	10m ³ ／日を超えるもの	30m ³ ／日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	1m ³ ／日を超えるもの 又は 200kg／h以上のもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	4m ³ ／日を超えるもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ ／日を超えるもの	60m ³ ／日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	5t／日を超えるもの	6t／日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	100kg／日を超えるもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	1t／日を超えるもの
8の2	木くず(事業活動に伴って生じたものに限る) 又はがれき類の破碎施設	5t／日を超えるもの	100t／日を超えるもの
9	有害物質又はダイオキシン類を含む 汚泥のコンクリート固形化施設		4m ³ ／日を超えるもの
10	水銀又はその化合物を含む 汚泥のばい焼施設		6m ³ ／日を超えるもの
10の2	廃水銀等の硫化施設		
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに 含まれるシアン化合物の分解施設		8m ³ ／日を超えるもの
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物 の溶融施設		
12	廃PCB等、PCB汚染物 又はPCB処理物の焼却施設		0.2t／日を超えるもの
12の2	廃PCB等又はPCB処理物 の分解施設		0.2t／日を超えるもの
13	PCB汚染物又はPCB処理物 の洗浄施設又は分離施設		0.2t／日を超えるもの
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (上記3、5、8、12に掲げるものを除く)	200kg／hを超えるもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	6t／日を超えるもの
14	産業廃棄物の最終処分場	イ 6条第1項3号ハ(1)～(5) 及び6条の5第1項3号イ(1)～ (7)の埋立処分用の場所	
		ロ 安定型産業廃棄物の埋 め立て処分用(水面埋立地除く)	
		ハ イ以外の産業廃棄物の 埋立処分用	

※処理規模については、建築基準法第51条の適用を受けることになる数値(処理能力)を記載

※工場その他の建築物に付属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものは除く



配置図 S = 1 / 300



廃棄物処理施設の概要

申請者	四国リサイクル株式会社
申請地	徳島県名西郡石井町高川原字高川原1814番及び1815番1の各一部
用途	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物施設(木くず破碎処理施設)
敷地面積	1,364.55m ²
建築物概要(既設)	・建築面積 239.18m² 倉庫 110.00m² チップ置場 129.18m² ・延べ面積 224.64m² 倉庫 110.00m² チップ置場 114.64m² ・構造・階数 倉庫 鉄骨造・1階 チップ置場 鉄骨造・1階 ・建築基準法第7条第5項に基づく 完了検査済証交付日(倉庫・チップ置場): 令和5年2月6日
廃棄物の種類	・【既存処理】 1日あたり最大4.48tの伐採枝の木くずを処理する一般廃棄物処理施設 ・【用途変更後】 既存処理に加えて、1日あたり最大112.8t処理能力を有する破碎機を追加し、一般廃棄物の伐採枝等の木くず及び産業廃棄物の家屋解体工事等で発生する木くずを処理する。
破碎施設の能力、台数	・既設破碎機: HW520DS型 処理能力: 4.48t/日 台数: 1台 ・新設破碎機: ZR125HC 処理能力: 112.8t/日 台数: 1台
破碎機処理能力 最大取扱予定量 保管能力	・既存破碎機: 4.48t/日、新設破碎機: 112.8t/日 (合計: 117.28t/日) ・80t/日(年間取扱予定量: 24,000t/年) ・処分前保管量: 180m³、処分後保管量: 36m³
事業所への 廃棄物搬入計画	・トラック 車両台数: 最大10台/日
操業時間・日数	・月～土 8:00～17:00 年間300日 【定休日: 第二・四土曜日、日曜日、ゴールデンウィーク、お盆休み、年末年始】

関係法令の処理状況等

①産業廃棄物処理指導要綱

事前協議提出	令和6年2月29日
関係市町長への照会	令和6年3月1日
関係市町長からの回答	令和6年3月14日
産業廃棄物適正立地審査会	令和6年3月5日
産業廃棄物適正立地審査会における審査結果通知	令和6年3月26日
地元説明 (戸別訪問)	1回目訪問: 令和5年6月 2回目訪問: 令和5年7月 3回目訪問: 令和5年8月

地元説明会等の状況

概要	戸別訪問説明 1回目: 令和5年6月 2回目: 令和5年7月 3回目: 令和5年8月 対象戸数52戸、訪問数 42戸 施設を稼働するうえで、施設半径300m以内の住民に対して、粉塵、 におい等による悪影響を及ぼさないことを説明。
質疑	訪問できた住民からの意見等はなし。

②廃棄物の処理及び清掃に関する法律

一般廃棄物・産業廃棄物処理施設設置許可申請提出	51条許可後に受付
産業廃棄物処分業の許可申請	設置許可後に提出

③騒音規制法

特定施設設置届	提出不要
---------	------

④振動規制法

特定施設設置届	提出不要
---------	------

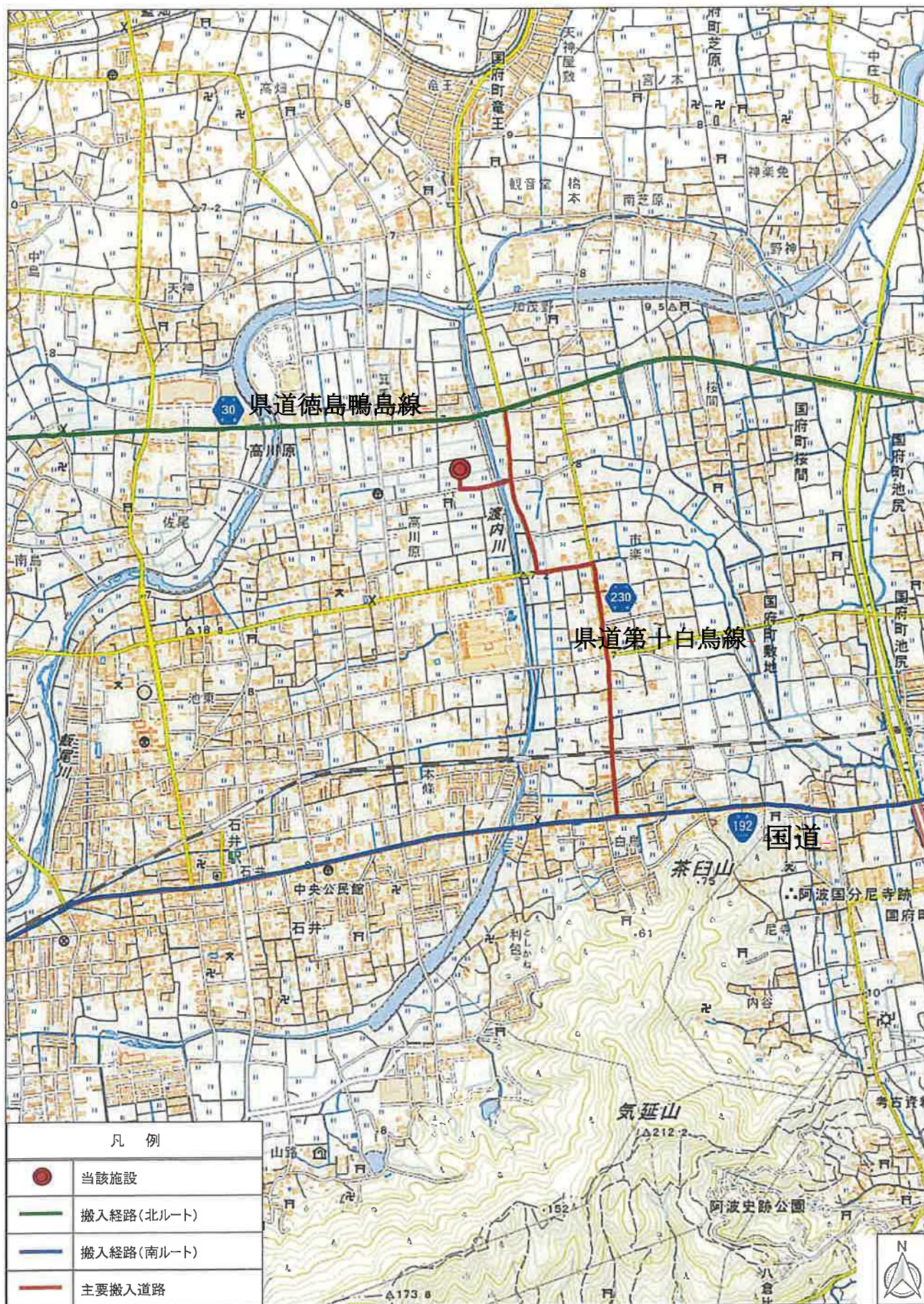
⑤大気汚染防止法

一般粉じん発生施設設置届 (堆積場・破砕機)	提出不要
---------------------------	------

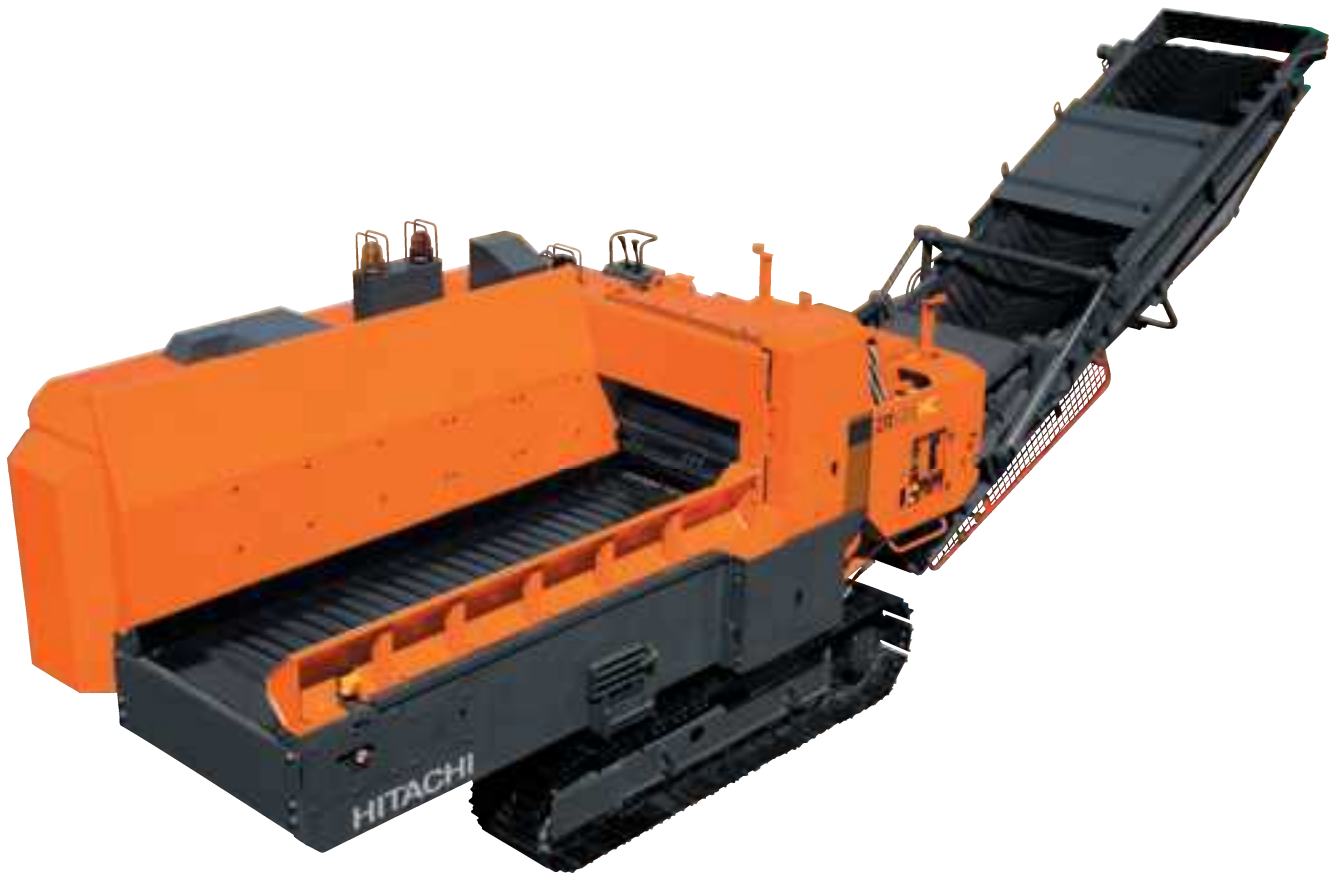
⑥建築基準法

建築許可申請	令和6年9月5日
石井町への意見照会	令和6年9月6日
石井町からの回答	令和6年10月1日 都市計画上の支障はないと認められる。 ※一部意見あり(未同意となっている周辺住民等10戸について、 徳島県産業廃棄物処理要綱第10条第1項の規定に基づき、理解を得られるよう努められたい。)





図：搬入経路



機体サイズはそのままに処理量アップ

優れた処理能力とコンパクトな機体

高効率の新油圧システムと122 kWの高出力エンジンを採用。処理能力を確保しながら、13 tセルフローダで輸送が可能なコンパクトな機体を実現しました。

容易なメンテナンス

- ・破碎機回りをスイッチ操作で開閉可能な構造とし、清掃性・整備性に配慮しました。
- ・スクリーンやフィルタ交換などの主要なメンテナンスを地上から行うことができます。

横入れホッパ方式

長尺材の投入が容易な横入れホッパ方式を採用。さらに、ホッパ位置が低いため、投入機からのホッパ内部の視界も良好です。

自動供給システム

破碎機の負荷に応じて自動的に原料の供給量を制御し、高い破碎効率を実現します。

破碎装置保護機構

2種類の破碎装置保護機構により、金属片などの異物が混入した場合の破碎装置へのダメージを軽減します。

優れた操作性

破碎作業に使用するスイッチを地上から操作可能な位置に集中配置。

さらに、供給装置を操作可能な作業用無線リモコンを標準装備しています。

調整可能なチップサイズ

各種スクリーンを選択可能。交換も容易なスクリーンは、さまざまなサイズのチップを生産可能です。

磁選機を標準装備

排出コンベヤの先端にプーリ内蔵型磁選機を標準装備。原料に混入したくぎなどの金属を効率的に除去します。

環境性能

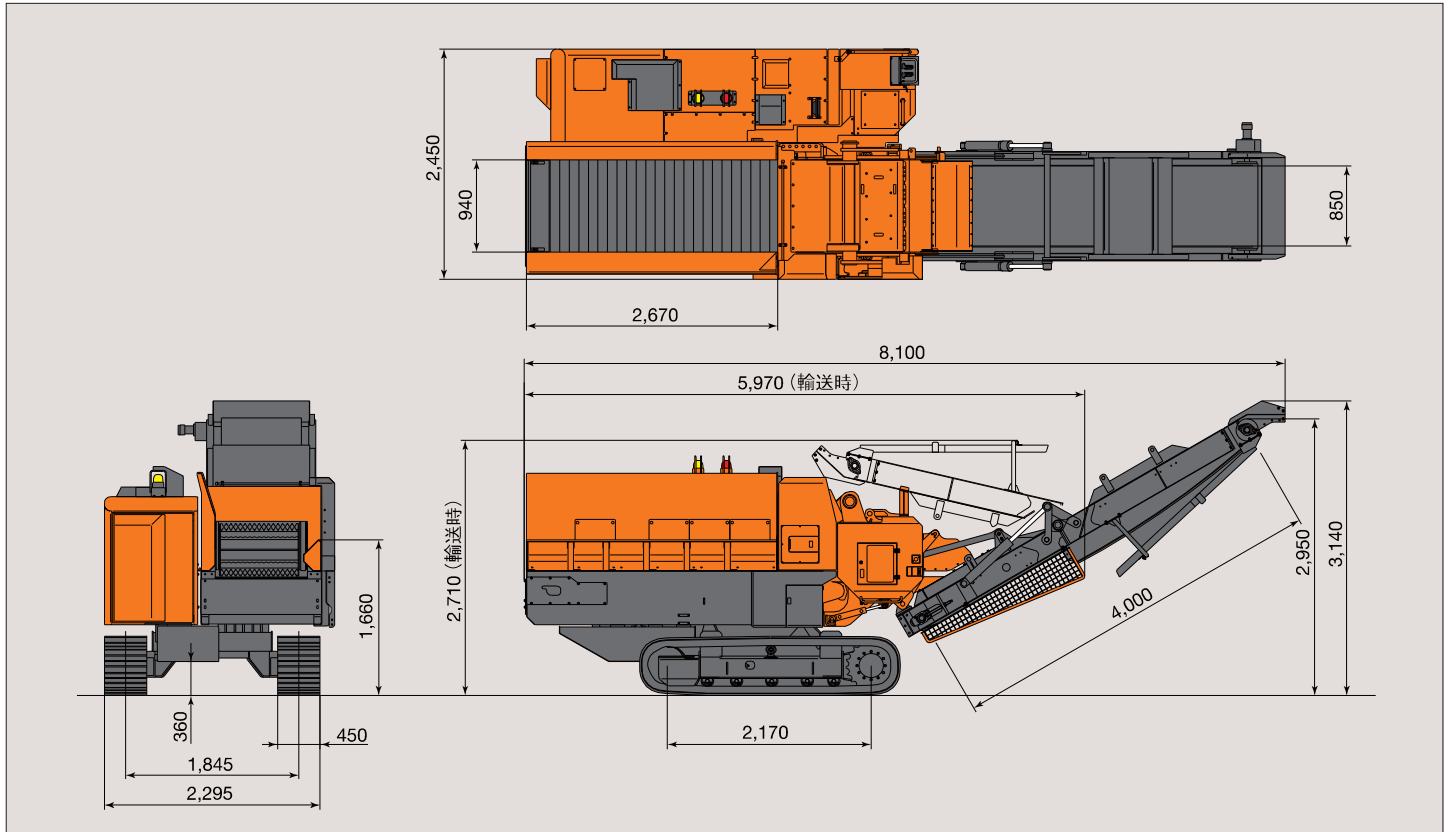
特定特殊自動車排出ガス基準適合車です。
(排出ガス第3次基準値クリアエンジンを搭載しています。)



新設自走式破碎機のカタログ

■寸法図

単位：mm



■仕様

型式		ZR125HC
機械質量	kg	12,500
フィーダ形式		プレートコンベヤ + 圧縮ローラ式
破碎機	形式	カッタービット式
	ビット数	40
	供給口寸法 幅×高さ mm	980 x 300
エンジン	名称	いすゞAI-4HK1X
	形式	ターボ（インタークーラ）付き 直接噴射式
	定格出力 kW/min ⁻¹ (PS/rpm)	122 / 2,000 (166 / 2,000)
接地圧	kPa	63
走行速度	km/h	1.9
登坂能力	%(度)	42 (23)
タンク容量	燃料タンク（軽油） L	275
	作動油タンク L	110

〈注〉単位は、国際単位系（SI）による単位表示です。

（ ）内は、従来の単位表示を参考値として併記したものです。

■オプション

- ゴムクローラ
- スクリーン
 - ・丸 25 mm (1インチ)
 - ・丸 38 mm (1.5 インチ)
 - ・丸 50 mm (2インチ)
 - ・丸 75 mm (3インチ)
 - ・四角 130 x 144 mm (粗破碎)

新設自走式破砕機の仕様書

処理量計算書

注記

処理能力の計算は、実際の物理現象を数式に置き換えて行うため、以下の要素により左右されます。

処理量に影響を及ぼす要素

- ・ 処理材の材質（硬さ、含水量等）
- ・ 処理材の形状
- ・ 処理材に含まれる土砂、金属等不適物の含有量、及びサイズ

これらの要素による影響を計算に反映させるため、破砕係数を設定してありますが、この係数は経験則から決定した数値であるため、100%実際の現象を数値化出来ていない可能性があります。

従って、本計算結果は実際の処理量と必ずしも一致するものではありません。

次式により理論処理量を算出する。

$$Q = \frac{v \times 10^3}{N} \times W \times h \times 10^{-9} \times n \times N \times 60 \times \eta_1 \times \eta_2$$

Q : 処理量計算値 [m³/Hr]

W : ビット幅 [mm]

n : ビット個数

N : 破砕ロータ回転数 [min⁻¹]

v : 供給速度 [m/min]

h : 処理材の平均厚さ [mm]

η₁ : 破砕効率

η₂ : 投入・排出効率

スクリーンサイズ毎の処理能力計算値

スクリーンサイズ	ビット幅 W [mm]	ビット個数 n [個]	破砕ロータ 回転数 N [min ⁻¹]	供給速度 v [m/min]	処理材の 平均厚さ h [mm]	ビットの 打撃効率 η ₁	投入・排出 効率 η ₂	処理量計算値	
								体積 Q _v [m ³ /Hr]	重量 Q _w ^(注1) [t/Hr]
○25mm	25	40	1,090	25	126	30.0%	17.6%	10.0	2.5
○38mm	25	40	1,090	25	126	30.0%	31.7%	18.0	4.5
○50mm	25	40	1,090	25	126	30.0%	52.9%	30.0	7.5
○75mm	25	40	1,090	25	126	30.0%	79.4%	45.0	11.2
□130x144mm	25	40	1,090	25	126	30.0%	100.0%	56.7	14.1

注1. 処理量計算値(体積)と下記かさ密度により算出した参考値。

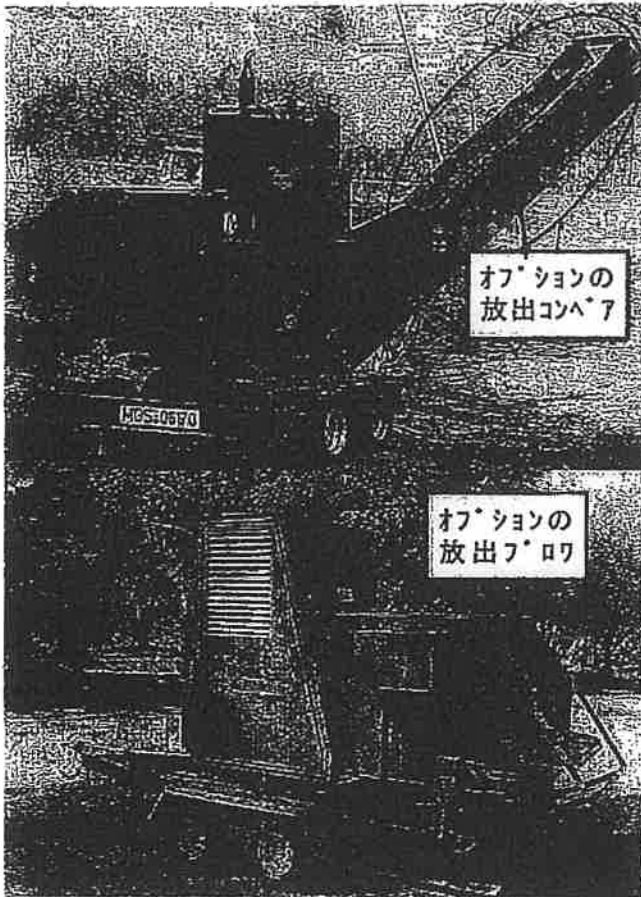
建設廃材を処理した場合の実測かさ密度: 0.25 [t/m³]

14.1 t/h × 8時間 = 112.8 t/日

既設破碎機の仕様書

スクリーン不要なので、草が詰まらない構造です

グリーンシュレッダー



● 48馬力ディーゼルエンジン駆動のHW520D型と540rpmまたは1000rpmPTO駆動(3点ヒッチ取付)のHW520Z型の2機種あります。

★ 6本の軸に硬化ハンマー54本を取りつけ、またビーティング・アームは本体ケースに組み込まれています。ハンマーとビーティング・アームは特殊な配置になっているため、2次破碎用にスクリーンやグリズリー・バーは不要。

★ 供給ドラムと滑り止め処理を施した特殊供給ベルト。
★ 水平投入金属式コンベアは油圧駆動で、「前進-停止-後進」のコントロールが可能。本機には油圧システムが装備されています。(オプション)

★ 供給ドラム/ベルト・コンベア用電子制御装置。(負荷に応じて供給ドラム/ベルト・コンベアのスイッチをコントロール。)

★ 供給高さ0.9mと低い位置から供給できる大型ホッパーと、上部開放の供給ベルト・コンベアを装備しているため作業が楽。

★ 生木の直径:100~140mm(材料に応じて)まで可。

★ 放出シュートは下方に直接なので、材料が詰まりにくい構造、草の処理にむいています。

標準装備

・ 道路交通許可規制 (StZV0) 準拠した80Km/Hの走行装置は、ボール・ジョイントとオーバーラング・ブレーキを装TUEVの検査および運転許可を取得。

オプション

・ 破碎物を貯蔵/堆積スペースへの積み上げ用の放出コンベア。(Z型不可)

・ 放出ブローは120度回転。放出方向もフラップで調節可能

ディーゼルエンジン駆動の標準装備

● エンジン潤滑油圧低下時の冷却水温が高すぎる時の自動停止

● アワメーター

● エンジンと油圧システムは完全カバー

● 供給ローラーとベルトの電子コントロールシステム

● トラック積込用放出コンベア (油圧駆動) (オプション)

● ターンテーブル45°回転 (Z型不可)

主な仕様 全製品CE (本仕様は、改良のため予告なしに変更することがあります)

型式	動力	処理径 直径	処理 重量	ハンマー シャフト数	ハンマー数	前進-停止 -後進	寸法 (mm) 長×幅×高	総重量 (Kg)	供給コンベア (cm)			放出コンベア (cm) オプション		
									幅	長さ	高さ	幅	長さ	高さ
HW 520DS	エンジン 48馬力	0.14m	560 Kg/h	6	54	STD	3,8×1.7×2.5	1250	52	150	90	52	300	300

※ 供給コンベアが標準の場合、ゴム式ですが 金属の場合は、1.350kg

560Kg/h×8時間=4.48t/日

既存施設の状況写真

写真①：既存建築物（倉庫・チップ置場）



写真②：既存破碎施設

